

## 平成 21 年全国消費実態調査単身世帯モニター試験調査の概要（案）

平成 19 年 11 月

総務省統計局

## 1 調査の目的

世帯調査の実施においては近年、プライバシー意識の高まり、オートロックマンション等の増加による調査環境の変化により、調査対象世帯への面接が困難となってきている。

全国消費実態調査においては、これに加え家計簿記入という調査世帯にとっての負担の重さもあり、また、単身世帯は昼間不在の世帯が多く、調査への協力が得られず調査の現場で所定の標本数を確保していくことが極めて困難となってきている。

本試験調査は、平成 21 年全国消費実態調査の実施に際し、単身世帯調査におけるモニター（自発的調査協力者）方式の導入を前提とし、これを民間調査機関に委託した場合にこれまでの調査手法と比べてバイアスがどの程度発生するかをあらかじめ把握・検証し、モニター方式導入の可否を実地に検討することを目的とする。

## 2 調査の概要

## (1) 調査の対象と選定方法

調査の対象は、南関東地方の県庁所在市等における 35 歳未満の単身世帯とする。

## ア 調査地域

調査地域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の県庁所在市等（さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市）とする。

## イ 調査世帯

調査地域において、民間の調査機関に登録されているモニター世帯の中から約 200 世帯を選定する。調査世帯は、調査地域別、男女別単身世帯数の比率に基づいて配分を行う。

## (2) 調査事項

次に掲げる事項を調査する。

## ア 世帯及び世帯員に関する事項（世帯票）

- ・世帯員に関する事項
- ・住居に関する事項

## イ 年間収入に関する事項（年間収入調査票）

- ・過去 1 年間の収入

## ウ 毎月の収入及び支出に関する事項（家計簿）

- ・口座自動振替による支払い

- ・現金収入又は現金支出
- ・クレジットカード，掛買い，月賦による購入又は現物

(3) 調査の方法

調査は，民間の調査機関に委託し，「年間収入調査票」，「家計簿」については，調査員による留置調査法とし，回収は調査員の回収により実施する。なお，「世帯票」については，調査員が聞き取りにより記入する。

(4) 調査の期間

調査は，平成 20 年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの 1 か月間とする。

(5) 検証事項

次の事項について検証する。

ア 調査票の記入状況

イ 家計調査（単身世帯）平成 20 年 2 月分結果との乖離について

(6) 集計

集計は，独立行政法人統計センターにおいて行い、主な集計事項は，次のとおりとする。

- ・用途分類別の 1 か月間の収入と支出
- ・品目分類別の 1 か月間の収入と支出
- ・各種係数（標準偏差，変動係数等）

(7) 結果の公表

集計結果は，平成 21 年全国消費実態調査研究会における検討資料とする。

(8) その他

この調査は，統計報告調整法による統計報告の徴集として実施する。

## 調査世帯数一覧

## 地域別調査世帯数

調査地域	調査世帯数
埼玉県 さいたま市	24
千葉県 千葉市	24
東京都 東京都区部	96
神奈川県 横浜市	36
川崎市	24
計	204

## 年齢・性別世帯数

	35歳未満
男	102
女	102